

外国の法人税等の額の控除に関する明細書

第二十号の様式(提出用)

事業年度 又は連結 事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名				
政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額の明細			
当期において控除する外国税額の計算						
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①	円	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額 ^⑭	当期控除額 ^⑮	翌期繰越額 ^{⑭-⑮} ⑯
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額 (別表1の⑱) ②		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	/
	計 ①+② ③		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			円
当期分の 控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+同表の②)) ④		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑤		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	外国税額のうち④と⑤の合計額 を超える額 ③-(④+⑤) ⑥		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④) ⑦		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額 (別表1の⑳) ⑧		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	計 ⑦+⑧ ⑨		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	当期分の控除外国税額 (⑥又は⑨のうち少ない額) ⑩		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	前3年以内の控除未済外国税額 ⑪		当 期 分	/	/	
当期分として算定した法人税割額 (㉑又は第20号様式の⑤-⑦) ⑫		計	⑪ 円	円		
当期において控除する外国税額 (⑫若しくは(⑩+⑪)のうち 少ない額又は㉒)						
各市町村ごとに控除する外国税額の明細						
事務所又は事業所		従業者数 又は補正後 の従業者数	控除すべき 外国税額	各市町村ごとに算 定した法人税割額	各市町村ごとに 控除する外国税 額 (⑰又は⑱の うち少ない額) ⑲	
名 称	所 在 地					
		人	円	円	円	円
合 計				⑳	㉑	

外国の法人税等の額の控除に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名				
政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無		有 ・ 無	前3年以内の控除未済外国税額の明細			
当期において控除する外国税額の計算						
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①	円	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額⑭	当期控除額⑮	翌期繰越額 ⑭-⑮ ⑯
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額 (別表1の⑱) ②		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	/
	計 ①+② ③		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
当期分の 控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+同表の②)) ④		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑤		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	外国税額のうち④と⑤の合計額 を超える額 ③-(④+⑤) ⑥		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④) ⑦		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額 (別表1の㉒) ⑧		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	計 ⑦+⑧ ⑨		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	当期分の控除外国税額 (⑥又は⑨のうち少ない額) ⑩		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	前3年以内の控除未済外国税額 ⑪		当 期 分	/	/	
当期分として算定した法人税割額 (⑳又は第20号様式の⑤-⑦) ⑫		計	⑪ 円	円		
当期において控除する外国税額 (⑫若しくは(⑩+⑪)のうち 少ない額又は㉑)						
各市町村ごとに控除する外国税額の明細						
事務所又は事業所		従業者数 又は補正後 の従業者数	控除すべき 外国税額	各市町村ごとに算 定した法人税割額	各市町村ごとに 控除する外国税 額 (⑰又は⑱の うち少ない額) ⑲	
名 称	所 在 地					
		人	円	円	円	円
合 計				⑳	㉑	

第二十号の様式(控 用)